

65歳超雇用推進助成金

高齢者雇用環境整備支援コース

高齢者を積極的に活用しようとする企業が受給できます。

<チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している
- ☑ 環境整備計画書の計画認定を受けていること
- ☑ 認定された環境整備計画に基づき、環境整備計画の実施期間内に次の(1)から(4)までのいずれかの措置を実施すること
 - (1)新たな事業分野への進出等
 - (2)機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善
 - (3)高齢者の雇用管理制度の導入・見直し
 - (4)健康管理制度の導入
- ☑ 環境整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までに高年齢法第8条および第9条を遵守していること
- ☑ 支給申請日前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ☑ 高齢者活用促進措置の実施に必要な許認可を受けていること

助成額

支給対象経費の **60%** (大企業は **45%**)
または、対象となる1年以上雇用している60歳以上の雇用保険被保険者数 × **28万5000円**
(いずれか低い額を支給)

※生産性要件を満たす場合
支給対象経費の **75%** (大企業は **60%**)
または、対象となる1年以上雇用している60歳以上の雇用保険被保険者数 × **36万円**
(いずれか低い額を支給)

助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性があります。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。